

第 4 期美里町障害福祉計画（案）

平成 2 7 年 3 月

宮城県美里町

目 次

第 1 章	計画の概要	1
第 2 章	本町の障害者の現状	4
第 3 章	計画の基本理念	10
第 4 章	障害者総合支援法の概要	11
第 5 章	第 3 期美里町障害福祉計画の取組み等	15
第 6 章	平成 29 年度の目標値の設定（成果目標）	16
第 7 章	各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は 指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込 量の確保のための方策（活動指標）	21
第 8 章	児童福祉法に規定する障害児支援制度	30
第 9 章	各年度における障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のため の方策（活動指標）	33
第 10 章	地域生活支援事業の実施に関する事項	36
第 11 章	地域自立支援協議会に関する事項	41
第 12 章	障害者等に対する虐待防止について	42
第 13 章	障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	43

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成18年4月から施行された障害者自立支援法(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称)により、市町村では国が定めた基本指針に即し、障害福祉サービスの計画的整備を推進するため、3年間の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関してサービス整備目標を定める「障害福祉計画」を策定することになりました。

これまで、町では障害者福祉制度が目まぐるしく変革する中、平成18年度から第1期、第2期及び第3期の障害福祉計画を順次策定し、障害者が地域で安心して暮らすことができるように障害福祉サービスの基盤整備を推進し、具体的な施策を展開してきました。また、3障害の一元化などにより、精神障害者をはじめ着実に利用者数が伸びてきました。こうした中で、第3期計画が平成26年度をもって終了するため、平成27年度以降の新しい第4期美里町障害福祉計画を策定し、障害がある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重して共に支え合う共生社会を実現するものです。

2 計画の性格

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく障害福祉計画は、向こう3年間ににおける障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

【主に定める事項】

■成果目標

○障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

(2)地域生活支援拠点等の整備

(3)福祉施設から一般就労への移行等

■活動指標

○各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談の種類ごとの必要な見込み

○各年度における障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み

■その他定めるべき事項

○各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

○各年度における障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

○地域生活支援事業の実施に関する事項

3 障害者福祉制度の変遷

わが国の障害者福祉制度については、社会福祉基礎構造改革の流れを受け、行政が障害者に必要なサービス内容を決定する措置制度から自らサービスを選択する利用契約制度へ転換し、平成 15 年度から支援費制度が導入され、施設から地域での自立生活への考え方に変わってきています。支援費制度は財政的な課題などから 3 年で終了し、平成 18 年 4 月から地域生活の促進と就労支援の強化を柱として、3 障害の一元化、実施主体を市町村に一元化、安定的な財源確保を図る障害者自立支援法が施行されました。同法は、利用者負担や障害程度区分、事業者の日割り報酬、そして制度設計の性急さなどの課題が指摘されたことを受け、平成 19 年度から特別対策、平成 20 年度から緊急措置の対策が講じられました。

一方で、平成 18 年に国連において障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）が採択され、障害のある人を権利の主体とする考え方が国際標準となりました。

国の政権交代があり、障害者自立支援法の廃止と障害者権利条約の批准を公約に掲げ、内閣に障がい者制度改革推進本部を設置し、また、障がい者制度改革推進会議では当事者やその家族も加わり、制度改革が検討されました。この間、平成 22 年 12 月に障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「つなぎ法」という。）が成立しました。つなぎ法では、町民税非課税の障害者等の障害福祉サービス・補装具費の利用者負担額は無料とされました。また、障害福祉サービスにケアマネジメントが導入され、平成 26 年度まで全ての障害福祉サービスの利用者には、サービス等利用計画を作成することが義務付けとなり相談支援の充実等が行われました。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、障害がある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重してともに支え合って暮らすことのできる共生社会を実現する理念が明記されました。そして、平成 24 年 6 月に地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）が成立しました。この法律において、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称変更されるとともに、「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病等を加え、障害福祉計画は、定期的な検証と見直しが法定化され、平成 25 年度から施行されました。

平成 24 年 10 月から障害者への虐待行為を禁止し、町民に虐待を発見した場合は通報する義務と、通報を受け付ける町に「障害者虐待防止センター」の設置を求める内容とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行されました。

平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、こうして障害者の権利擁護に関する国内の法整備が進み、わが国は、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を批准し、同年 2 月 19 日から効力が生じることになりました。

4 計画の位置づけ

（１）根拠法令

この計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき策定される計画です。

(2) 計画期間

計画期間は、国が定める障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき3年を1期とし、平成27年度から平成29年度までとします。

(3) 他計画との関連

町では、障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者計画）として、平成24年3月に第2期美里町障害者計画（計画期間：平成24年度～平成29年度）を策定しており、第4期美里町障害福祉計画は、第2期美里町障害者計画の障害福祉サービスに関する実施計画になるものです。

また、本計画は、美里町総合計画を上位計画とし、子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て事業計画などその他の法律に基づく計画との整合性を確保して策定します。

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

町内に居住し、又は他自治体の福祉施設に入所する障害者を対象に美里町障害福祉計画を策定するため、生活の実態や意見・要望を把握するアンケート調査を実施し、回収状況は次のとおりでした。

発送数	返送数	回収率（％）
215	146	67.9

(2) 美里町地域自立支援協議会における意見

美里町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に障害福祉計画策定専門委員会を設置し、第4期美里町障害福祉計画の策定に当たって、計画案を検討していただくとともに意見を聞きました。

○専門委員会開催日

第1回策定専門委員会 平成26年12月 1日

第2回策定専門委員会 平成27年 1月 9日

(3) パブリックコメント

美里町パブリックコメント条例に基づき、パブリックコメントによる意見募集を実施しました。

(4) ヒアリング調査

町内に障害福祉サービス事業所がある社会福祉法人矢本愛育会と社会福祉法人みんなの輪から、今後3年間の基盤整備計画を聴取しました。

第2章 本町の障害者の現状

1 障害者数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者の推移

平成18年度から平成25年度にかけて身体障害者手帳所持者が年々増加しており、障害の重度化が進行しております。要因は、高齢化に伴う増加と考えられます。また、障害の種類別に見ると脳血管疾患による後遺症と股関節疾患に伴う障害が多い状況です。心臓・じん臓などの内部疾患による障害の増加傾向が見られます。

身体障害者手帳所持者数(等級別)

(単位:人)

年度		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
全 体	計	1,015	1,027	1,058	1,086	1,093	1,084	1,119	1,106
	1級	310	312	332	342	354	347	367	355
	2級	194	196	202	200	202	195	201	197
	3級	175	176	174	182	172	172	173	170
	4級	213	214	221	234	241	250	254	265
	5級	72	77	78	78	79	73	75	74
	6級	51	52	51	50	45	47	49	45
18 歳 未 満	計	10	12	12	12	11	11	13	15
	1級	4	6	6	6	5	6	6	6
	2級	1	1	0	2	2	2	2	3
	3級	1	1	3	2	2	1	2	3
	4級	4	4	3	2	2	2	2	2
	5級	0	0	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0	1	1
18 歳 以 上	計	1,005	1,015	1,046	1,074	1,082	1,073	1,106	1,091
	1級	306	306	326	336	349	341	361	349
	2級	193	195	202	198	200	193	199	194
	3級	174	175	171	180	170	171	171	167
	4級	209	210	218	232	239	248	252	263
	5級	72	77	78	78	79	73	75	74
	6級	51	52	51	50	45	47	48	44

(資料:美里町健康福祉課)

身体障害者手帳所持者数（障害種類別）

（全体）

（単位：人）

年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
全体	1,015	1,027	1,058	1,086	1,093	1,084	1,119	1,106
視覚障害	71	68	73	76	76	78	83	78
聴覚障害	80	77	76	79	78	80	82	84
平衡機能	1	1	1	1	1	1	1	1
音声言語	10	12	11	14	16	14	12	13
肢体不自由	582	594	608	607	613	595	610	615
心臓機能	146	149	155	164	168	173	177	176
じん臓機能	60	57	60	64	68	72	78	73
呼吸器機能	32	34	37	36	34	28	33	27
直腸機能	33	35	37	43	37	43	42	38
小腸機能	0	0	0	1	1	0	0	0
免疫機能	0	0	0	0	0	0	1	1
肝臓機能	-	-	-	-	1	0	0	0

（ 1 8 歳未満）

（単位：人）

年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
計	10	12	12	12	11	11	13	15
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚障害	3	2	3	2	2	2	3	4
平衡機能	0	0	0	0	0	0	0	0
音声言語	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	4	5	5	4	4	6	6	7
心臓機能	2	3	3	3	3	2	3	3
じん臓機能	0	0	0	0	0	0	0	0
呼吸器機能	0	0	0	0	0	0	0	0
直腸機能	1	2	1	1	1	1	1	1
小腸機能	0	0	0	0	0	0	0	0
免疫機能	0	0	0	0	0	0	0	0
肝臓機能	-	-	-	-	0	0	0	0

（資料：美里町健康福祉課）

(18 歳以上)

(単位 : 人)

年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
全体	1,005	1,015	1,046	1,074	1,082	1,073	1,100	1,091
視覚障害	71	68	73	76	76	78	83	78
聴覚障害	77	75	73	77	76	78	79	80
平衡機能	1	1	1	1	1	1	1	1
音声言語	10	12	11	14	16	14	12	13
肢体不自由	578	589	603	603	608	589	604	608
心臓機能	144	146	152	161	166	171	174	173
じん臓機能	60	57	60	64	68	72	78	73
呼吸器機能	32	34	37	36	34	28	33	27
直腸機能	32	33	36	42	36	42	41	37
小腸機能	0	0	0	0	0	0	0	0
免疫機能	0	0	0	0	0	0	1	1
肝臓機能	-	-	-	-	1	0	0	0

(資料 : 美里町健康福祉課)

(2) 療育手帳所持者数の推移

平成 1 8 年度から平成 2 5 度にかけて療育手帳所持者数が漸増傾向にあります。特に、18 歳未満で中度と軽度 (障害程度 B) の知的障害者が大幅に増加しています。

療育手帳所持者数

(単位 : 人)

年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
全体	155	158	167	171	174	184	194	202
18 歳 未 満	A	8	7	6	5	6	6	9
	B	14	14	18	20	20	22	27
	計	22	21	24	25	26	28	36
18 歳 以 上	A	61	64	64	65	65	67	68
	B	72	73	79	81	83	89	90
	計	133	137	143	146	148	156	160

(資料 : 宮城県リハビリテーション支援センター)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

手帳所持者数は 18 年度と比較し倍増しており、特に 2 級所持者が急増しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
全体	57	61	69	67	67	84	90	110
1 級	15	11	10	11	13	11	13	17
2 級	29	35	39	39	49	53	55	68
3 級	13	15	20	17	14	20	22	25

(資料：宮城県精神保健福祉センター)

(4) 自立支援医療 (精神通院医療) 認定者数の推移

平成 18 年度に障害者自立支援法が施行されて以降、公費負担制度を活用して精神科の医療機関に通院する人が大幅に増加しております。疾患別に見ると、うつ病に伴う障害がここ 3 年間で増えています。統合失調症に伴う障害は横ばいに推移していますが、高齢者の場合、再認定を受けず精神通院医療制度を利用しないことが反映しているものと考えられます。

自立支援医療 (精神通院医療) 認定者数

(単位：人)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
全体	162	179	199	224	249	263	283	297

自立支援医療 (精神通院医療) 疾患名の内訳

(単位：人)

疾患名	総 数	
	H23.3.31	H26.3.31
症状性を含む器質性精神障害	7	7
アルコール、覚醒剤による精神及び行動の障害	8	2
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	109	110
気分 (感情) 障害	67	97
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	13	20
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0	2
成人のパーソナリティ及び行動の障害	2	4
精神遅滞 (知的障害)	5	7
心理的発達障害	7	10
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	2	3
てんかん	29	32
その他の精神障害	0	0
分類不明	0	3
合 計	249	297

(資料：宮城県精神保健福祉センター)

2 障害児の就学状況

町の障害児の児童発達支援施設、特別支援学校、町内の幼稚園・保育所、小・中学校特別支援学級及び通級指導教室の就学状況は、次のとおりです。

(1) 児童発達支援施設利用者数・特別支援学校在籍者数 (単位 : 人)

区分	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
大崎広域ほなみ園	3	-	-	-	3
小牛田高等学園	-	-	-	3	3
古川支援学校	-	4	3	1 3	2 0
石巻支援学校	-	0	1	0	1
迫支援学校	-	0	0	1	1
聴覚支援学校小牛田校	0	1	-	-	1

(資料 : 美里町健康福祉課、美里町教育委員会。平成 2 6 年 9 月 3 0 日現在)

(2) 幼稚園・保育所における支援を必要とする子どもの人数 (単位 : 人)

区分	園数	支援を必要とする子どもの人数
幼稚園	3	1 1
公立	3	1 1
保育所	1	6
公立	1	6
私立	0	0

(資料 : 美里町子ども家庭課、美里町教育委員会。平成 2 6 年 9 月 3 0 日現在)

(3) 特別支援学級 (単位 : 人)

区分	小学校		中学校	
	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数
肢体不自由	2	2	0	0
難 聴	2	2	0	0
弱 視	0	0	1	1
知的障害	4	7	3	7
自閉症・情緒障害	5	7	2	4
計	1 3	1 8	6	1 2

(資料 : 美里町教育委員会。平成 2 6 年 9 月 3 0 日現在)

(4) 通級指導教室の状況 (単位 : 人)

区分	計
言語	3 4
LD 等	6

(資料 : 美里町教育委員会。平成 2 6 年 9 月 3 0 日現在)

3 特定疾患受給者数及び小児慢性特定疾患受給者数

平成25年4月から障害者の範囲に難病等が加えられました。宮城県特定疾患受給者証交付者数は、次のとおりです。参考まで、宮城県小児慢性特定疾患医療受診券交付者数も掲載しました。

(単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度
特定疾患受給者数	187	207
再掲) 筋・神経系	65	69
多発性硬化症	6	7
重症筋無力症	6	6
筋萎縮性側索硬化症	2	1
脊髄小脳変性症	5	5
パーキンソン病関連	33	38
ハンチントン舞蹈病	1	1
モヤモヤ病	6	6
多系統萎縮症	4	3
プリオン病	0	0
亜急性硬化性全脳炎	1	1
ライソゾーム病	0	0
副腎白質ジストロフィー	0	0
脊髄性筋萎縮症	0	0
球脊髄性筋萎縮症	0	0
慢性炎症性脱髄性多発性神経炎	1	1
小児慢性特定疾患受給者数	21	23
悪性新生物	0	1
腎疾患	3	3
呼吸器	1	1
心疾患	6	7
内分泌	6	6
膠原病	0	0
糖尿病	2	2
代謝異常	1	1
血液疾患	0	0
神経・筋	2	2
消化器	0	0

(資料：大崎保健所)

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

この計画は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての町民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）を実現することを目的とする障害者基本法の基本理念に基づき、次に掲げる項目を基本方針として、計画の推進を図ります。

（１）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

（２）実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等

実施主体を市町村に統一し、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実と地域間で格差のある障害福祉サービス水準の均てん化（格差是正）を図ります。

（３）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

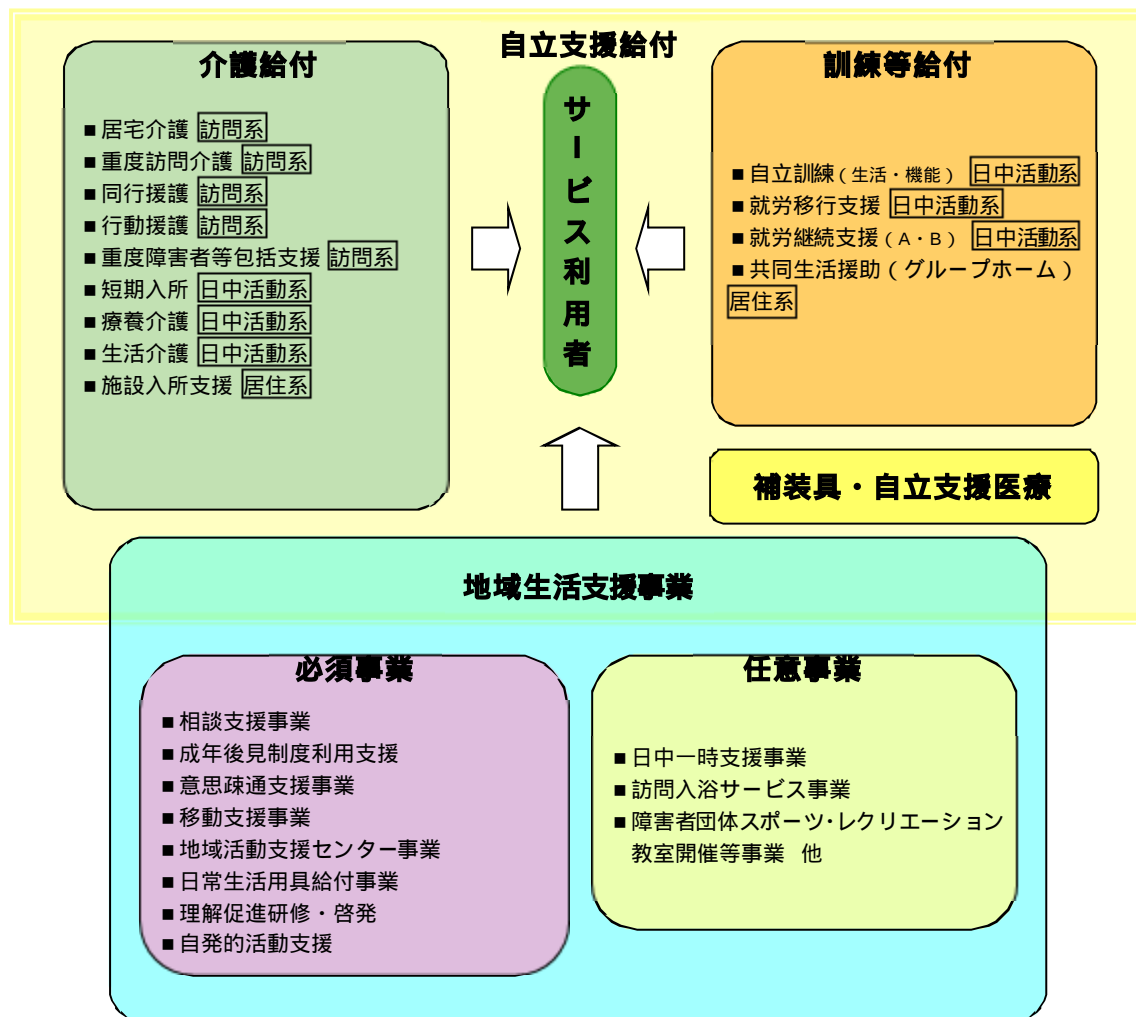
地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活への移行等に係る相談、グループホーム入居等の体験の機会の提供、ショートステイ等による緊急時の受入体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及び地域の体制づくりを行うことが求められており、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能の整備を目指します。また、相談支援を中心として、障害者等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

第4章 障害者総合支援法の概要

1 障害者総合支援法の全体像

障害者総合支援法による全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



サービスは、障害のある人の障害程度及びその障害程度に応じ勘案すべき事項（社会活動、介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定される「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際の手続が異なります。

(2) 福祉サービスの内容

サービスの名称	内容	
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ・食事・調理・買い物・掃除等の介護等を行います。	介護 給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数サービスを包括的に行います。	
同行援護	視覚障害により移動が困難な方の外出時に、ヘルパーが同行し移動を援護したり、移動に必要な情報を提供します。	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等 給付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援（Ａ型＝雇atype＝非雇atype）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶＡ型と、雇用契約を結ばないＢ型があります。	
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事等の介護等に必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。	
相談支援事業	障害者等の相談に応じて、情報・助言の提供を行います。	
成年後見制度利用支援	判断能力の不十分な知的障害のある人・精神障害のある人の成年後見制度の申立てに要する経費と後見人等の報酬を助成します。	

意思疎通支援事業	聴覚等の意思疎通に支障がある人に、手話通訳者等を派遣します。	地域生活支援事業
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。	
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。	
日常生活用具給付事業	日常生活上の便宜を図る用具を給付又は貸与します。	
理解促進研修・啓発	障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。	
自発的活動支援	障害のある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。	
日中一時支援事業	居宅での介護が一時的に困難になったとき、施設で一時的に預かり、介護等を行います。	
訪問入浴サービス事業	身体障害のため、寝たきり等で、居宅で入浴が困難な人に訪問入浴を行います。	
障害者団体スポーツ・レクリエーション教室等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、団体会員の体力増強、障害者スポーツを普及します。	

(3) 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

利用者一人ひとりの個別支援計画を作成して、利用目的に合ったサービスが提供されます。
事業体系

日中活動の場		住まいの場
介護給付 療養介護 生活介護 訓練等給付 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型、B型） 地域生活支援事業 地域活動支援センター	+	障害者支援施設の施設入所支援 又は 居住支援サービス （グループホーム、福祉ホームの機能）

2 障害者総合支援法の内容

平成24年6月に整備法が成立し、平成25年4月から障害者自立支援法から障害者総合支援法に名称変更されるとともに、これまで課題であった障害程度区分の見直しやサービス内容が変更されるなど、平成25年4月実施と平成26年4月実施の2段階に分けて施行されました。平成22年12月に成立したつなぎ法において、大きく制度改革が行われたにもかかわらず、さらに、今般の見直しが行われ、障害者制度改革が目まぐるしく実施される情勢にあります。

■平成25年4月施行

(1) 法律の名称変更

障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称変更されるとともに、法の理念として「共生社会の実現」が明記されました。

(2) 障害者の範囲の見直し

「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に130疾患を対象とした難病等が追加されました。平成27年1月から新たな疾患が加わり153疾患となります。平成27年夏には更に疾患が増える見込みとなっています。

(3) 地域生活支援事業の必須事業の追加

障害者に対する理解を深める研修・啓発、意思疎通支援を行う者を養成する事業が必須事業となりました。

(4) 地域自立支援協議会の見直し

地域自立支援協議会に、障害当事者やその家族を構成員とすることとし、名称を弾力化し、協議会としました。

(5) 障害福祉計画の見直し

地域の潜在的ニーズを把握することと障害福祉計画を定期的に検証し、見直しすることが法定化されました。

■平成26年4月施行

(1) 障害程度区分の見直し

障害程度区分から障害支援区分に変更され、コンピュータ判定方式が見直しされ、知的障害者・精神障害者に配慮した健康管理・感覚過敏・集団への適応など新たな調査項目の追加、評価方法の見直しが行われました。

(2) 重度訪問介護の対象拡大

これまで重度の肢体不自由者が対象でしたが、知的障害者・精神障害者で行動障害のある者が新たに対象となりました。

(3) ケアホーム（共同生活介護）のグループホーム（共同生活援助）への一元化

グループホームとケアホームが一元化され、従来の「介護サービス包括型」とヘルパーが派遣される「外部サービス利用型」を選択できるようになり、「サテライト型」も新設されました。

(4) 地域移行支援の対象拡大

入所施設、精神科病院の対象となる施設に、刑務所、生活保護法の入所施設が追加されました。

第5章 第3期美里町障害福祉計画の取組み等

1 相談支援体制の確保

(1) 特定相談支援事業者等の確保

つなぎ法の施行により、障害福祉サービス及び障害児通所支援サービスのすべての利用者は、平成26年度までサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成が義務付けられました。町には平成24年度に特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者「るーぶ美里」「ひなぎく」が開所し、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成が可能な体制を確保しました。

(2) 委託相談支援事業の充実

大崎圏域1市4町で委託してきた相談支援事業について、平成26年度から町単独で、小牛田地域と南郷地域に障害者相談支援センターを設置し、身近なところで身に寄り添ったきめ細かい相談支援体制を確保しました。

2 早期療育支援の実施（障害児に関する事項）

(1) 保育所等訪問支援の促進

大崎広域ほなみ園が、平成25年度から児童発達支援センターの地域支援の機能として、保育所等訪問支援を実施しましたが、早期療育を促進するため、保育所等訪問支援にかかる利用者負担額を町独自の助成措置を講じ、保護者の負担感を軽減しました。

(2) 早期療育支援の確保

平成26年度から児童発達支援センターを有する法人に療育支援事業を委託し、零歳児から早期支援ができるよう発達が気になる子どもを持つ保護者支援を実施しました。

障害児に関する事項は、第3期障害福祉計画の対象ではありませんでしたが、参考まで報告するものです。

第6章 平成29年度の目標値の設定（成果目標）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基本指針に定める数値目標等

平成29年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合せて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減を目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

（平成26年度末において、障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上とする。）

アンケート調査において、施設入所者の方による将来の住宅環境での生活についての回答で、4人の方が「一人又は家族と自分の家に住みたい」を希望する回答がありました。また、「グループホームに住みたい」を希望する者が1人おり、5人の方が施設入所から地域移行へ希望していることがわかりました。希望している方が家族の意向と地域で生活できる環境整備や生活能力を向上するための訓練する期間を必要としますので、今回の計画期間中の地域移行は難しいため、施設入所者の地域生活への移行者の数は、国の基本指針で定める割合に基づいた人数3人とし、今後、サービス等利用計画の作成の際に、本人の地域生活への移行の意思を慎重に確認し、対応してまいります。

地域移行に当たっては、居住支援と日中活動の場を確保し、地域生活での不安解消を図るため、相談支援の充実に努めます。

数値目標の設定

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の入所者数（A）	29人	○平成25年度末時点の施設入所者数
平成29年度末時点の入所者数（B）	28人	○平成29年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込（A - B）	1人	○差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	3人	○施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

(参考)

第3期障害福祉計画における未達成数値

平成17年10月1日時点の入所者数	27人
目標年度(平成26年度末時点の)入所者数(C)(見込み)	26人
平成26年度末時点の入所者数(D)	28人
未達成分の人数(D) - (C) = (E)	2人

平成26年12月現在において、第3期障害福祉計画における数値目標が達成されない人数を2人と見込みますが、現在の入所者数を現状維持することが限度となっており、今回の計画期間中には、未達成分に関する地域移行の推進は難しいと判断しましたので、成果目標には未達成分を上乗せしません。

2 地域生活支援拠点等の整備

基本指針に定める数値目標等

障害者の高齢化・重度化や親亡き後も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から地域における居住支援に求められる機能の集約を行う地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

障害者総合支援法が成立する際、国会において「障害者の高齢化・重度化や親亡き後」の問題などの対応として、地域生活の支援を進める観点から「地域における居住の支援等のあり方」を検討するよう附帯決議されました。この検討については、「障害者の地域生活を推進する検討会」において、次のとおり整理されました。

地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

地域生活支援拠点は、上記の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点をいいます。また、面的な体制として、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制をいいます。地域における障害者等の住いの在り方は、地域の実情に応じ、各地域の協議会などにおいて協議することを原則とします。

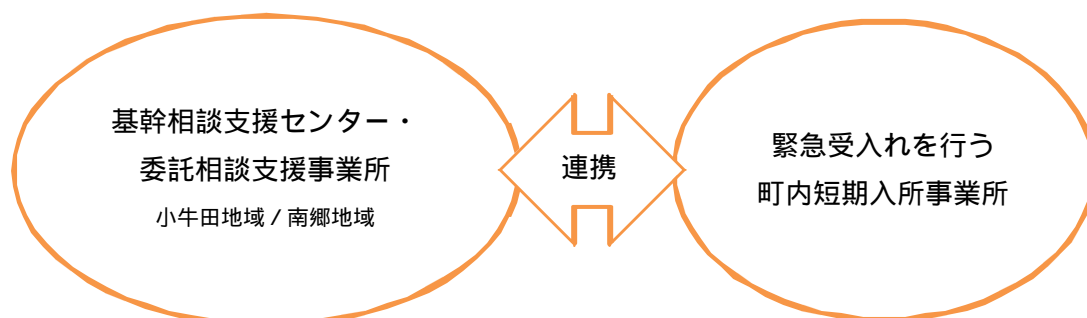
町では、協議会において、方向性を継続的に検討しており、町内の複数の事業所が分担して機能を担う面的な体制を整備できるよう努めます。当面は、居住系機能を除いて、安心できる地域生活を支える機能として、障害者が日常生活を営む中で、家族が緊急時に受け入れできる機能と相談支援機能を持つ事業所を有機的に連携し、平成29年度まで体制整備できるよう関係する事業者と調整し、基幹相談支援センターが中心となり協議会において協議していきます。

介助者の高齢化など「親亡き後」が大きな課題となる2025年問題に対応するため、今後、協議会において町の居住支援に関する障害者サポート体系について継続的に検討していきます。

数値目標の設定

平成29年度末の目標値	町内に1箇所
-------------	--------

■ 面的な体制整備



3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

基本指針に定める数値目標等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。
目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

平成24年度と平成25年度における福祉施設から一般就労した利用者がそれぞれ1人いました。町総合計画の政策目標に掲げた就労を希望する障害者が一般就労に結び付いた人数を各年1人に設定していることから、これまでの実績と総合計画に掲げた目標との整合性を図るため、平成29年度中に一般就労移行者数を1人に見込みました。

障害者雇用を促進するため、大崎圏域では、平成25年度に協力企業や法人会等、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの支援機関、就労支援事業所と特別支援学校とネットワークを構築し、情報共有や連携を図っています。企業アンケート調査を実施し、障害者雇用の予定や実習受入れを調査し、就労支援事業所からの情報とマッチングする仕組みをつくり、就労支援に努めています。また、町協議会においても就労支援に関する検討を進めます。

数値目標の設定

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労移行者数	1人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	1人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

基本指針に定める数値目標等

平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

国の基本指針を踏まえて、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数については、6人を目標とします。

数値目標の設定

項目	数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	4人	平成25年度末において就労移行支援事業所を利用する者の数
平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	6人	平成29年度末において就労移行支援事業所を利用する者の数

(3) 就労移行率が 3 割以上の事業所割合

基本指針に定める数値目標等

平成 2 9 年度末における就労移行率が 3 割以上の事業所を、全体の 5 割以上の事業所が達成
--

本町には、就労移行支援事業所はありませんので、数値目標を設定しません。

4 入院中の精神障害者の地域生活移行

この項目は、宮城県が全体目標を設定することから、市町村は目標値を設定しません。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正と「長期入院精神障害者の地域に向けた具体的方策に係る検討会」の取りまとめがあり、長期入院者の地域生活への移行が促進されます。今後、医療・福祉の制度見直しが見込まれますので、国の動向に注視していきます。

本町の長期入院者の具体的な数値は不明ですが、地域移行を促進するに当たっては、住いの場の確保、地域定着支援や地域の理解促進などの受け皿づくりの在り方（地域の支援体制）などの整備が急務となりますので、医療機関、福祉サービス事業者等と連携し対応する必要があります。

第7章 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類
ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策（活動指標）

1 平成27年度から平成29年度におけるサービス等の必要な見込量

○訪問系サービス

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護	530時間	582時間	635時間
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	24人	26人	28人

○日中活動系サービス

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	1,455人日分	1,474人日分	1,533人日分
	75人	76人	79人
自立訓練（機能訓練）	0人日分	10人日分	10人日分
	0人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	44人日分	44人日分	44人日分
	3人	3人	3人
就労移行支援	74人日分	111人日分	111人日分
	4人	6人	6人
就労継続支援（A型）	275人日分	311人日分	366人日分
	15人	17人	20人
就労継続支援（B型）	792人日分	827人日分	898人日分
	45人	47人	51人
療養介護	7人	7人	7人
短期入所（福祉型）	60人日分	73人日分	89人日分
	14人	18人	23人
短期入所（医療型）	2人日分	2人日分	2人日分
	1人	1人	1人

○居住系サービス

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	26人	30人	33人
施設入所支援	29人	29人	28人

○相談支援

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	31人	33人	35人
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人

2 サービス毎の状況

(1) 訪問系サービス

居宅介護

(1月当たりの見込量)

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護	利用量	時間分	502.5	473	440.5	530	582	635
同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	実利用者数	人分	21	18	18	24	26	28

平成 24 年度・平成 25 年度は年間利用量の一月平均分、平成 26 年度は 9 月利用分

【現状等】

訪問系サービスは、障害のある人が安心して地域で暮らしていく上で必要不可欠であり、地域生活支援の最前線にあるサービスです。平成 26 年度において、介護保険制度に移行した利用者がいたため減少しましたが、今後、在宅障害者で一人暮らしをする者、精神科病院入院者の地域移行などによる利用希望者の増加と、介助者の高齢化、障害の重度化から現在利用者の利用量の増加が見込まれますので、今後も自立した生活を支援するため更なるサービスの充実が必要です。

【見込量確保の方策】

町内の事業所数は、平成 26 年 9 月現在で居宅介護等が 2 箇所です。また、町外の利用事業所は 3 箇所で大崎圏域の事業所数も相当数あることから、サービス見込量は十分に確保できるものと考えます。

同行援護については、同行援護従業者要件等の経過措置が延長されたことから、町内では 2 箇所の同行援護事業所が継続しますので、設定した見込量は確保できます。

将来、一人暮らしなどの利用が増えることにより、現場での人材不足が心配されます。精神障害、強度行動障害などを有する者に対する専門的な知識、技量不足が課題であり、また、研修の場も少ない状況にあります。サービスを提供するヘルパーの確保とサービスの質の向上を図る必要がありますので、ヘルパー研修等の充実とヘルパー人員の強化を、事業所をはじめ宮城県にも働きかけを行います。また、協議会においても従業者に対する勉強会の検討をしていただきます。

(2) 日中活動系サービス

生活介護

(1 月当たりの見込量)

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	利用量	人日 分	1,430	1,420	1,387	1,455	1,474	1,533
	実利用者 数	人 分	70	72	71	75	76	79

平成 24 年度・平成 25 年度は 3 月利用分、平成 26 年度は 9 月利用分 (以下同じ。)

【現状等】

生活介護は、重度の障害のある人に対し、入浴・排泄・食事などの介護を行い、また、生産活動やレクリエーション活動などの提供を図るサービスです。

今後は、特別支援学校卒業生や在宅障害者で高齢化、障害の重度化による利用ニーズが考えられ、緩やかな増加を見込んでいます。

強度行動障害などを有する者などの重度障害者を受入れる体制が整っている事業所が少ないので、強度行動障害に対する専門的な知識、技量向上を図る人材育成が急務の課題です。

【見込量確保の方策】

町内には生活介護事業所が 2 箇所、基準該当生活介護事業所が 1 箇所あります。新しい利用者は、町内事業所の定員枠に余裕があることと定員拡充を働きかけることで十分に確保できます。

現在の利用者は圏域内外の事業所を利用する必要がありますので、今後も事業所確保に努めます。

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)

(1 月当たりの見込量)

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練 (機能訓練)	利用量	人日 分	0	8	12	0	10	10
	実利用者 数	人 分	0	1	1	0	1	1

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練 (生活訓練)	利用量	人日 分	25	26	42	44	44	44
	実利用者 数	人 分	2	3	3	3	3	3

【現状等】

地域生活移行を行う上で、機能訓練は身体障害のある人を対象に身体的リハビリテーションを行うサービスで標準利用期間が1年6か月間となっています。また、生活訓練は、知的、精神障害のある人を対象とした生活リハビリテーションを行うサービスで、標準利用期間が2年間と設定されています。

平成26年9月において機能訓練の利用者が1人いますが、介護保険制度の対象とならない方です。今後も、介護保険制度が利用できず、生活介護サービスでは機能回復が適さない場合がありますので、利用者を1人見込んでいます。

生活訓練では、今後、精神科病院入院者の地域移行や在宅生活の障害のある人で社会復帰が困難で生活能力を維持・向上を必要とする人を見込んでいますが、標準利用期間が経過した利用者は訓練を終えるので利用者は横ばいに推移すると見込みます。

【見込量確保の方策】

大崎圏域では、機能訓練の事業所はないことから、隣接する圏域外の事業所を確保できるよう努めます。また、該当事業所が少ないので機能訓練を必要とする利用ニーズがある場合には、生活介護事業所と連携し身体機能の維持・向上を図るサービス提供に努めます。

町内には生活訓練事業所がないため、宮城県援護寮をはじめ町外の事業所を利用することとなります。生活訓練事業所数も十分ではありませんので、他の圏域の事業所を利用している者がいますので、今後も圏域内外事業所の利用確保に努めます。

就労移行支援

(1月当たりの見込量)

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	利用量	人日分	66	78	108	74	111	111
	実利用者数	人分	3	4	6	4	6	6

【現状等】

就労移行支援サービスの標準利用期間は、2年間となっています。

就労移行支援サービスを利用するものの、一般就労に至らず標準利用期間を終了し他のサービスを利用する状況が見られます。

今後は、特別支援学校の卒業生、企業等を退職した人が再就職をめざす人、能力向上した就労継続支援 B 型の利用者を見込み、標準利用期間の期限もあって緩やかな増加を見込みます。

町内には該当事業所がなく、現在は大崎圏域内と圏域外の事業所を利用している状況です。

【見込量確保の方策】

町内には該当事業所がありませんが、圏域内には他の圏域に比べ該当事業所が多くありますので、今後も圏域内外の事業所を利用することになり、設定した見込量を十分確保できるものと考えています。

就労継続支援（Ａ型）

（１月当たりの見込量）

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（Ａ型）	利用量	人日分	129	103	159	275	311	366
	実利用者数	人分	7	6	8	15	17	20

【現状等】

就労継続支援（Ａ型）は、事業所と雇用契約を行うサービスです。

該当事業所が、町内に平成 26 年 9 月から 1 箇所開設されました。また、近隣の自治体に該当事業所が増え、最低賃金が得られることから利用者が増加しています。今後、企業等を退職した人、就労移行支援で一般就労に結びつかなかった人や就労継続支援（Ｂ型）で能力向上された人の利用を見込み、利用者が大きく増える見込みです。

【見込量確保の方策】

町内には該当事業所ができたことと圏域内外の事業所も増えているので、設定した見込量は十分に確保できます。

就労継続支援（Ｂ型）

（１月当たりの見込量）

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（Ｂ型）	利用量	人日分	664	684	704	792	827	898
	実利用者数	人分	36	37	41	45	47	51

【現状等】

就労継続支援（Ｂ型）は、事業所と雇用契約に基づかないサービスであり、福祉的就労支援を行うものです。

今後は特別支援学校卒業生、サービスを利用していない在宅生活の障害のある人、就労移行支援で標準利用期間を終えた人や会社等を退職した人、社会復帰し通所訓練を希望する利用が考えられ、漸増するものと見込んでいます。

就労継続支援Ｂ型サービスの対象者は、就労経験のある人、50歳以上の人、障害基礎年金１級受給者、又は就労移行支援事業所でアセスメントを受けて、Ｂ型と判断された人となっていますが、これまでの国の経過措置により町が必要と認める場合、直接Ｂ型の利用を認めてきました。平成 25 年度以降、国の対応が変わり、経過措置が延長されましたが、アセスメントはいずれ受ける必要があるため、大崎圏域では本来のルールに従って、就労移行支援事業所でアセスメントを受けて、Ｂ型利用が適切と判断された場合に利用できる仕組みとなりました。平成 26 年度に

において、特別支援学校の生徒が在学中に就労移行支援事業所においてアセスメントを受けるようになっています。就職経験がないなどの在宅障害者から利用希望があった場合についても同様の取扱いとなります。

【見込量確保の方策】

町内には該当事業所が2箇所あり、必要に応じて定員拡充を町内の事業所に働きかけを行いますが、設定した見込量を確保するためには圏域内の該当事業所を利用する必要があります。近隣の自治体に新たに事業所が開設されていますので、今後も事業所確保に努めていきます。

平成25年4月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、市町村などの行政機関が、就労支援事業所に対して物品や業務を優先的に発注するものです。町では調達方針を策定し、受注機会を拡大し、福祉的就労における工賃向上が図られるよう支援しております。調達方針は毎年策定することになりますので、町では事業所に対する受注機会を拡充できるように努めていきます。

療養介護

(1月当たりの見込量)

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	実利用者 数	人 分	7	7	7	7	7	7

【現状等】

療養介護は、医療を必要とする人への医療機関における機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下で行われる介護などのサービスです。

現在7人の利用者がいますが、今後も現在の同じ利用者ニーズを見込みました。

【見込量確保の方策】

療養介護を利用者については、現在の医療機関を引き続き利用できよう努めますので、設定した見込量は確保します。また、当サービスは重症心身障害者が対象となり、利用者は限定されます。現在のところ新たな利用ニーズはありませんが、利用の希望がある場合には、待機期間に時間を要し医療機関に待機調整する必要がありますので、医療機関と連携し対応します。

短期入所

(1 月当たりの見込量)

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所 (福祉型)	利用量	人日 分	37	23	54	60	73	89
	実利用者 数	人 分	9	5	14	14	18	23
短期入所 (医療型)	利用量	人日 分	0	0	0	2	2	2
	実利用者 数	人 分	0	0	0	1	1	1

【現状等】

平成 26 年度からグループホーム体験ステイ事業の利用者が当サービスを利用しているので、利用状況は増加傾向にありますが、利用ニーズがあるものの利用できる施設に限られ、事業所の体制や利用状況により大きく増えておりません。

町内の該当事業所は 1 箇所、障害種別が限られており、身体障害者の場合は仙台圏域の事業所を利用している状況です。

医療ケアを必要とする障害者で短期入所を希望している方が、現在 1 人います。

【見込量確保の方策】

町内の通所サービス事業所が、計画期間中に短期入所事業所の立ち上げを検討していますので、利用者が増加すると見込みました。

町内の短期入所事業所には、地域生活支援拠点等の整備を推進する上で、緊急受入れ機能の拡充を働きかけます。

今後、身体障害者のサービス確保ができるよう、仙台圏域の事業所を確保します。また、町内の介護保険施設に対して指定障害福祉サービス事業者の参入を促します。

知的障害者、精神障害者の場合は、大崎圏域・隣接圏域の事業所の空き状況を情報収集し利用確保に努め、設定した見込量の確保に努めます。サービス調整は、相談支援事業所の役割になりますので、事業所確保に努めます

医療型短期入所施設は、仙台市内の施設に限られ、施設まで遠距離であること、また、常時満床のため予約が難しい状況にあります。家族のレスパイトとして必要であり、医療機関の利用も含めて課題解決できるよう努めます。

(3) 居住系サービス

共同生活援助

(1 月当たりの見込量)

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	実利用者数	人分	21	21	21	26	30	33

【現状等】

年々、グループホーム（この項目では「GH」という。）の利用者は増えています。

アンケート調査結果では将来的に GH を利用する希望が多く、すぐに利用したい障害者が 4 人 1 ～ 2 年後に利用したい人が 2 人いました。調査結果を踏まえつつ、今後、入所施設の利用者や精神科病院入院者が退院し宮城県援護寮を経て利用する地域生活に移行する人、家族から自立生活を希望する人を勧誘し着実に増えるものと見込みました。

アンケート調査での GH を希望する多くの人については、介助者の介護ができなくなっからの希望をしていることから、今回の計画期間では利用まで結びつかないものとしませんが、将来的には介護者の高齢化などに伴い利用者の拡大が見込まれます。

【見込量確保の方策】

今後の需要に対し居住の場となる GH が不足するものと見込まれますので、町内の福祉事業者をはじめ継続して事業参入を促します。また、町内の事業者が GH の建設を検討していますので、国の補助事業を活用し施設整備を推進します。町内には、現在 GH はありませんので、今後も圏域内外の事業所の空き情報を把握し設定した見込量の確保に努めます。サービス調整は、相談支援事業所の役割になりますので、事業所確保に努めます

GH の施設整備にあたっては、地域住民の御理解と御協力を求めています。

施設入所支援

(1 月当たりの見込量)

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	実利用者数	人分	28	29	28	29	29	28

【現状等】

町内には該当サービスはなく圏域内外の事業所を利用している状況です。アンケート調査結果を見ても今後も親亡き後の居住の場として希望する人が多数あるものの、施設の待機状況を勘案すると横ばいに推移するものと考え、国の基本方針を踏まえて見込量を設定しました。

【見込量確保の方策】

真に施設入所を必要とする人の利用ニーズに対応するため、圏域内外の事業所の空き状況を情報収集し設定した見込量の確保に努めます。また、施設の入所待機者のうち、自立生活できる人は、グループホームの利用を促し待機解消に努めます。

(4) その他サービス

相談支援

(1 月当たりの見込量)

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	実利用者 数	人 分	15	20	36	31	33	35
地域移行支援	実利用者 数	人 分	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者 数	人 分	0	0	0	0	0	0

【現状等】

つなぎ法の施行により平成 24 年 4 月からサービス等利用計画を作成する対象者が、障害福祉サービスの全ての利用者が対象となりました。サービス等利用計画を作成する計画相談支援は、支給決定時に作成するサービス等利用計画と支給決定後のサービスの利用状況を検証し、計画を見直す継続サービス利用支援（モニタリング）です。サービス等利用計画の作成とモニタリングの実施は、市町村が指定した**特定相談支援事業者が行います。**

在宅サービス利用者のサービス等利用計画の作成状況は、今後サービス更新を迎える者を若干名残し、ほぼ終わっています。なお、居住系サービス利用者の未作成が残っていますが、平成 26 年度以内に終了できる見込みです。

地域移行支援は、施設の入所者、精神科病院入院者が地域生活に移行するため、住宅の確保、新しい生活の準備支援、障害福祉サービス事業所の体験などの同行支援をはじめ集中的な支援を必要とする人の相談支援を行います。地域定着支援は、施設、病院から退所、退院した人、単身生活している人、地域生活が不安定な方を対象とし、安心した生活を確保するため連絡が常に取りれるようにし、緊急時における対応などの相談支援を行います。

圏域内には、地域移行支援・地域定着支援を行う指定一般相談支援事業者はありませんので、当サービスの利用は見込みませんでした。

【見込量確保の方策】

指定特定相談支援事業者については町内に 2 つの事業所がありますので、在宅サービス利用者
の大半について対応し、残りは近隣の事業者を確保しており、新しい利用ニーズも町内の事業所
により対応できます。また、居住系サービス利用者については、圏域内外の事業者確保を努めて
おり、事業者が確保できない場合には町内事業者が対応しています。

相談支援専門員の質の向上を図るため、相談員研修及び事例検討による相談支援技術の向上に
向けた研修体制を充実させます。

指定一般相談支援事業者は、実績がある従来の指定相談支援事業所の確保に努めるとともに、
今後、町内の事業者参入を促進します。

第8章 児童福祉法に規定する障害児支援制度

1 障害児支援制度の経過

障害児支援制度は、平成24年4月から児童福祉法の改正により、支援の根拠が児童福祉法に一元化され、支援サービス・施設体系が大きく再編されるとともに、身近な地域で支援が受けられるよう障害児通所支援の実施主体が都道府県から市町村へ移管され、障害児相談支援の創設などの制度改正がありました。

その後、2年が経過し、相談支援の充実や障害児支援の強化などが重要視されるようになり、平成27年4月から実施される子ども・子育て支援制度を踏まえ、また、障害者総合支援法施行3年後の見直しに併せて行う制度見直しを見据えて、国は平成26年7月に「障害児支援の在り方に関する検討会」において「児童発達支援センターの役割」などについて「今後の障害児支援の在り方について」の報告がありました。報告書では、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮、障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮、障害児本人の最前の利益の保障、家族支援の重視が挙げられました。今後、国の動向を踏まえて、その実現に向けて障害児支援と子育て支援に取り組みます。

2 障害児支援のための計画的な基盤整備

（1）児童発達支援センターを中核とした地域支援体制

大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町は、1市4町で構成する大崎地域広域行政事務組合が運営する「大崎広域ほなみ園（以下「ほなみ園」という。）」を障害のある子どもを支援する療育拠点として障害児支援の充実を図ります。

同園は旧知的障害児通園施設として長年運営されてきましたが、平成24年度の児童福祉法の改正に伴い、障害児施設の体系が見直しされ発達障害を含む障害種別を問わない現在の児童発達支援センターに移行しました。

児童発達支援センターの役割は、障害種別を問わない適切な通所支援を行うと同時に、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な発達支援・療育支援施設として位置づけられます。具体的には、地域支援として保育所等訪問支援、相談支援機能として障害児支援利用計画の作成を行います。また、施設の専門機能を生かし関係機関等と連携を図りながら療育支援ネットワークをつくり、発達が気になる子どもと家族が安心して地域で暮らせる療育支援体制を確立することです。

発達が気になる子どもの家族から療育の質の更なる向上が求められていますが、ほなみ園では、圏域内にある放課後等デイサービス事業所とのネットワークを形成し、情報交換などを行っています。今後、同園がセンター機能を生かし、事業所に対する専門的支援のノウハウを提供するなど、センターを中心とした支援ネットワークを構築できるよう支援していきます。

（2）早期療育支援事業の実施

町では、平成26年度からは児童発達支援センターを運営する法人に委託して、身近な地域で、発達の気になる子どもとその家族を対象とした早期支援を行う早期療育支援事業を実施し、子育て支援の一層の充実に努めています。今後も、「気になる」という段階から支援を行い、親の気づ

きを大切にして親の気持ちに寄り添った、きめ細かな発達支援ができる小規模な形態による発達支援の体制整備を促進します。

(3) 保育所等訪問支援の実施体制の整備

保育所等訪問支援は、児童発達支援センターの療育支援者を保育所、幼稚園などに派遣し、保育所等の先生へのアドバイスや困り感のある子どもに対し直接支援を行うものです。

町では、町内幼稚園にほなみ園による訪問支援が実施されました。実施に当たっては、毎回、町の障害福祉部門又は母子保健部門の担当者が出向し、訪問支援が円滑に実施できるよう配慮しました。

今後の訪問支援の実施にあたっては、母子保健部門と緊密に連携し、保護者から子どもの発達についての相談があった場合、町で委託する臨床心理士の助言又は児童相談所の発達相談等を踏まえて、真に子どもの療育支援に保育所訪問支援の活用が必要と判断したとき、町が受入れ側の理解を得て受入れ体制を協議し、事業実施者が活動できる環境を整えて実施します。

保育所等訪問支援は、創設されて間もないので、療育支援者の人材育成と訪問先の理解が課題とされており、体制整備が進んでいない状況にあります。

本サービスが創設されたことにより、保育所や幼稚園などの身近な地域で療育支援を受けることができるようになり、小さい頃から、地域で共に学び、共に育つことに繋がり、ノーマライゼーションの観点からも重要ですので、利用促進に努めてまいります。

町では、療育支援の負担軽減を図るため、町立保育所・幼稚園において、本サービスを利用する際、発生する利用者負担額の助成を行います。

(4) 子育て・教育との連携

障害の早期発見、早期支援を促進し、発達支援が必要な子どもに対して発達段階に応じて一人ひとりの個性と能力に応じた丁寧に配慮された支援を行い、段階ごとに医療機関、母子保健部門、子育て支援部門及び教育委員会などと連携し、ライフステージに応じて切れ目のない支援を行う体制を整備します。

また、子どもに対する家庭の対応力の向上が重要であり、ペアレント・トレーニングを推進するなど、家族支援を図ります。

(5) 障害児支援サービスの内容

区分	サービスの名称	内容	実施主体
障害児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業に大別されます。 児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として「地域で生活する障害のある子どもや家族への支援」「地域の障害のある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 児童発達支援事業 通所利用の障害のある子どもに対する支援を行う身近な療育の場です。	市町村
	医療型児童発達支援		
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休みの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、放課後等の居場所づくりを推進します	
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害のある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。	
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。 18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。	都道府県
	医療型障害児入所施設		

第9章 各年度における障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策（活動指標）

1 平成27年度から平成29年度におけるサービス等の必要な見込量

○障害児通所支援

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	87人日分	87人日分	69人日分
	5人	5人	4人
医療型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分
	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	127人日分	118人日分	127人日分
	14人	13人	14人
保育所等訪問支援	4人日分	4人日分	2人日分
	2人	2人	1人

○障害児入所支援

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉型児童入所支援	-	-	-
医療型児童入所支援	-	-	-

福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援は宮城県が実施主体

○障害児相談支援

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	4人	4人	4人

2 サービス毎の状況

(1) 障害児通所支援

児童発達支援・医療型児童発達支援

(1月当たりの見込量)

事業名		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用量	人日分	64	87	87	69
	実利用者数	人	4	5	5	4
医療型児童発達支援	利用量	人日分	0	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0	0

平成26年度は9月利用分（以下同じ。）

【現状等】

児童発達支援は、「児童発達支援センター」と「児童発達支援事業」に分けられます。「児童発達支援センター」は、通所による支援のほか、地域支援として保育所等訪問支援と障害児の相談支

援などを総合的に行います。「児童発達支援事業」は通所による支援を専門に行います。いずれも未就学児が対象となります。

町内では現在、3人の幼児がほなみ園に通所しています。ほなみ園が定員を満たしているため、大崎市に開所した児童発達支援事業所に通所している幼児が1人います。

平成26年6月から大崎市内に新しく児童発達支援センターが開設されました。今後、ほなみ園と連携・協力し、センター機能を生かした地域支援の提供などが求められます。

医療型児童発達支援の利用ニーズはありません。

【見込量確保の方策】

今後とも、大崎圏域1市4町によりほなみ園を運営支援することにより圏域の中核的な療育支援の拠点に位置づけし、見込量を確保します。一方で、年々、発達の気になる子どもが増えており、例年ほなみ園が定員を満たすため、圏内にある該当事業所を利用確保の必要性があります。

医療型児童発達支援を提供する事業所は、宮城県内にはありません。

放課後等デイサービス

(1月当たりの見込量)

事業名		単 位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後等デイサービス	利用量	人日分	107	127	118	127
	実利用者数	人 分	10	14	13	14

【現状等】

放課後等デイサービスは、学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。町内には該当事業所が1箇所あります。また、古川支援学校の児童は近隣にある市内の事業所を利用している子どももいます。特別支援学級・特別支援学校の児童・生徒が増え放課後支援のニーズの高まるものと考えますが、現在の利用者が学校を卒業し障害福祉サービスを利用するので、利用ニーズは横ばいに推移するものと見込みました。

【見込量確保の方策】

町内事業所では見込量の確保が難しいので、圏域内外の事業所を確保し利用ニーズに対応します。

保育所等訪問支援

(1月当たりの見込量)

事業名		単 位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所等訪問支援	利用量	人日分	0	4	4	2
	実利用者数	人 分	0	2	2	1

【現状等】

保育所等訪問支援は、障害児支援の経験のある保育士などの専門職が幼稚園や保育所等に訪問し、先生や家族へのアドバイスを行い、個々の発達の特性を配慮し、集団生活に適応することができるよう療育支援を行います。圏域では「ほなみ園」が、訪問支援の実績があります。

今後、実施機関、母子保健部門、幼稚園・保育所、教育委員会等と緊密な連携により保育所等訪問支援の実施体制を確立し、真に療育支援を必要とする子どもに対して、適切な支援を図ることにより利用ニーズが徐々に増えるものと考えますが、当面は、横ばいで推移すると見込みとしました。

【見込量確保の方策】

圏域では、「ほなみ園」の他に該当事業所が2箇所ありますが、実績はありません。圏域での利用ニーズが少ないため、現在のところ見込量は確保できます。

(2) 障害児相談支援

(1月当たりの見込量)

事業名		単 位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	実利用者数	人 分	2	4	4	4

【現状等】

つなぎ法の施行により児童福祉法が改正され、同法に定める障害児通所支援サービスを利用する場合には、市町村が指定した障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画を立て、サービス利用の調整などを行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、継続的に支援を行います。

【見込量確保の方策】

指定障害児相談支援事業については、町内に2つの事業所がありますので、見込量は確保できます。また、圏外の事業所を利用している児童もいるので、近隣事業者の確保に努めます。

第 10 章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 必須事業

(1) 相談支援事業

障害者相談支援事業

【実施に関する考え方】

町の障害者相談支援事業は、これまで大崎圏域 1 市 4 町が共同で障害種別ごとに 2 つの相談支援事業所に委託してきましたが、平成 26 年度から町内にある 2 つの指定特定相談支援事業者に委託し、町内に障害者相談支援センター「以下「センター」という。」を 2 箇所設置することにより機能強化に向けた相談体制の再編を行いました。センターは障害種別に問われることなく、小牛田地域のセンターは、障害福祉部門が所属する美里町健康福祉センター内に配置し、相談者に対してワンストップでの相談対応ができるようにしました。南郷地域のセンターは、障害者日中活動支援施設「のぎく」内に配置し、定期的に美里町生き生きセンターにおいて移動相談を行っています。

小牛田地域の障害者相談支援センターは、基幹相談支援センターの機能を合わせ持ち、協議会の運営、困難事例への対応、成年後見制度利用支援事業の実施、地域のネットワークの構築など地域における中核的な役割を担います。

障害者の特性が適切に配慮された支援を受けられる必要がありますので、相談支援を中心とした支援体制を整備し、地域の福祉サービスが適切に調整される仕組みとし、地域生活での不安解消のため、身近なところで、きめ細やかな相談支援により相談者一人ひとり丁寧に向き合い、アウトリーチの訪問支援の実施など、相談支援体制を充実していきます。

また、平成 26 年 5 月に美里町地域自立支援協議会を立ち上げました。協議会では、福祉サービス事業所、関係機関との情報交換を図り、地域の課題を抽出し、福祉的課題を検討し解決を図りながら、障害者が地域で安心して暮らせる仕組みを検討することを目的とし、官民協働型の運営体制により実施していきます。

改正障害者基本法において、意思決定支援に対する配慮と相談体制の整備が規定されました。これを受け、知的障害者福祉法、障害者総合福祉法においても意思決定支援が盛り込まれました。

具体的な定義は、今後の制度改正において示されますが、重度の知的障害者に対する意思決定を支援することが重要となり、適切に配慮できるよう相談員の質の向上が求められますので、町では相談支援技術の向上に向けた研修体制を充実させます。

成年後見制度利用支援事業

(年間の見込量)

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	人分	0	0	0	1	1	1

平成 24 年度・平成 25 年度は年間利用分、平成 26 年度は 4 月～9 月の利用分（以下同じ。）

【実施に関する考え方】

制度改正により成年後見制度利用支援事業が必須事業となり、親亡き後の対応として権利擁護を進める上で成年後見制度の関心度が高まるものと考えられます。町では虐待などが発生し権利擁護を図る必要がある場合には、本事業の実施を基幹相談支援センターに委託し、迅速に対応する考えです。

【事業量の見込み】

身寄りが無い障害者で、虐待などが発生し財産などの権利擁護を迅速に対応する必要があり緊急に町長申立てをする場合がありますので、年間1件の利用ニーズを見込みました。

(2) 意思疎通支援事業

(年間の見込量)

事業名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業	件	1	3	0	8	8	8
要約筆記奉仕員派遣事業	件	0	0	1	1	1	1

【実施に関する考え方】

手話通訳者派遣委託事業は、一般社団法人宮城県聴覚障害者協会に委託し実施しています。本事業を受託する事業所は、県内では本協会のみとなっていますので、手話通訳者の派遣依頼があった場合には、協会と連携し迅速に対応します。

また、要約筆記奉仕員派遣事業は、圏域内で活動している要約筆記グループがありますので、当団体に委託して、派遣依頼があった場合には今後も本グループと連携し対応します。

当該事業は聴覚障害のある人の意思疎通を図る上で重要であり、事業の情報提供を図るとともに緊急に利用する場合でも柔軟に対応します。

【事業量の見込み】

手話通訳者派遣委託事業は、利用度は多いときで年間3回程度です。主に通院、社会参加、就職活動などに利用されており、今後も利用促進を図っていきます。これまでの利用実績を勘案して、緊急的な依頼があった場合にも対応できるよう見込みました。

要約筆記奉仕員派遣事業は、これまでの利用は年1回程度で主に行事に利用されています。今後も現在と同程度見込みました。

(3) 移動支援事業

(年間の見込量)

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	利用量	時間分	47	66.5	32.5	48	48	48
	実利用者数	人分	4	4	3	4	4	4

【実施に関する考え方】

町内には、移動支援事業所を 2 箇所確保しており、また町外の登録事業所もありますので、移動支援を必要とする人が容易に利用できるよう登録事業所と連携し、障害のある人の社会参加を促進します。

町では、個別支援型の利用によるもので、グループ支援型による要望はなく、また、町の住民バス事業と福祉タクシー利用助成事業がありますので車両移送型は実施しません。

【事業量の見込み】

視覚障害の同行援護サービスが始まったので、今後は横ばいの状態で推移するものと考え、利用実績を勘案して事業量を見込みました。

重度肢体不自由者がスポーツ観戦に利用し、特別支援学校生徒のプールでの余暇支援などに供されています。

(4) 地域活動支援センター事業

(1 月当たりの見込量)

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター事業	実利用者数	人分	4	8	8	10	10	10

平成 26 年度は 9 月利用分

【実施に関する考え方】

地域活動支援センターは、社会福祉法人に委託し、通所して訓練を行うまで心身の状態が回復せず、または回復途上にある在宅障害者の社会復帰に向けた日中活動の場として事業を実施しています。利用者は大半が精神障害者であるため、本人の障害特性にきめ細かい配慮と丁寧な相談対応を行い、社会復帰に向けた支援を推進します。また、充実したサービス提供を図るため、精神保健福祉士などの資格を持つ従業者の確保に努めます。

【事業量の見込み】

従業者の人数の関係上、一日の利用定員を 10 人とし、精神障害のある人をはじめ在宅に引きこもりがちな障害のある人の利用促進を図ります。

(5) 日常生活用具給付事業

(年間の見込量)

事業名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件	0	4	3	3	3	3
自立生活支援用具	件	4	4	1	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	7	6	3	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件	4	3	3	3	3	3
排泄管理支援用具	件	472	442	242	486	522	558
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	0	2	0	1	1	1

【実施に関する考え方】

障害のある人でも安全で用意に使用できる用具を給付し、動作を補助することで日常生活上の困難を改善し、自立支援と社会参加を促進します。

【事業量の見込み】

毎年、大腸がんなどによる直腸機能障害の人が増加しており、それに伴う排泄管理支援用具(ストーマ装具)を必要とする人が増える見込みでした。また、排泄管理支援用具以外の支援用具はこれまでの利用実績を勘案して横ばいで推移する見込みをしました。

(6) 手話奉仕員養成研修事業

町では平成 19 年度に手話奉仕員養成講座を実施し、受講者は宮城県の手話奉仕員として登録されました。これまで、奉仕員との連携が不十分でしたので、奉仕員の方との連携を検討し、育成、確保に努めてまいります。また、手話奉仕員養成研修事業を実施するため、隣接する市町との共同開催を検討します。

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

(年間の見込量)

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	利用回数	件	1,053	695	261	600	600	600
	実利用者数	人分	40	34	28	35	35	35

【実施に関する考え方】

日中一時支援は、介助者の負担軽減を図るため一時的に預ける事業です。町内には3箇所の日中一時支援の登録事業所がありますので、利用者ニーズを十分に対応できるものと見込んでいます。また、町外の通所サービス施設を日中一時支援事業所として登録しているところもあり、当該施設に通所する者が利用しています。今後、身近なところで、緊急時の支援が受けやすくなるよう事業所との調整を図り、介護の負担軽減を図るため日中一時支援事業を利用促進します。

【事業量の見込み】

障害のある子どもの放課後支援などの利用が増加しています。これまでの利用実績を勘案し、利用者ニーズを見込みました。

(2) 訪問入浴サービス事業

(年間の見込量)

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	利用回数	件	0	0	0	10	10	10
	実利用者数	人分	0	0	0	1	1	1

【実施に関する考え方】

生活介護サービスを利用できず、居宅介護を利用しても入浴ができない寝たきりの重度身体障害のある人を対象とします。町内には訪問入浴サービスを行う介護保険事業者を登録し、サービス提供を確保しています。

【事業量の見込み】

現在の利用者はありませんが、年間利用者を1人と見込みました。

(3) 障害者団体スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

【実施に関する考え方】

町の障害者福祉協会のスポーツ活動を支援し、会員相互の交流、体力増強を図り、社会参加を促進します。

第 11 章 地域自立支援協議会に関する事項

つなぎ法の施行により、地域自立支援協議会が法律上明確に位置付けられるとともに、障害福祉計画を策定または変更する場合には、地域自立支援協議会から意見を聴取する努力義務が規定されました。また、整備法の実施により地域自立支援協議会の名称が協議会に弾力化されるとともに、構成員に障害当事者とその家族が含まれることが明記されました。

町では、平成 26 年 5 月に障害者等が安心して地域で暮らせる仕組みを考えることを目的に美里町地域自立支援協議会が設置されました。協議会は官民協働型による運営体制と、柔軟な仕組みとし、障害者団体や家族会が当協議会の構成員として参加されており、今後も相互理解を促進させるとともに、地域のネットワークで障害のある人や家族の暮らしを支える地域支援システムの体制づくりを目指します。

また、協議会の位置づけではありませんが、平成 26 年度から大崎圏域を単位とした大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議を設置し、行政・相談支援・就労・児童のグループに分けてワーキンググループにおいて、関係団体・関係機関との連携と情報交換を図り、圏域単位で緩い形でのネットワークを形成しています。

第 12 章 障害者等に対する虐待防止について

障害者虐待防止法が施行され、町では通報などの受付窓口や虐待防止の取組みを行う障害者虐待防止センターを障害福祉部門に設置し、発生した場合には迅速かつ適切に対応し、緊急的に一時保護する施設を町内事業所に確保するなどの体制整備を図りました。この法律は、養護者を支援することを目的としたものであり、虐待を未然に防止するためには家族支援が重要ですので、家族の負担軽減を図るため気軽に相談ができる環境づくりや短期入所を利用したレスパイトの充実を図ります。

町内事業所に対しては、事業所におけるサービスの一層の質の向上が図られるよう支援していきます。

虐待発生時に、速やかに対応できるよう事例収集や研修を通してセンターが円滑に機能するよう日頃より体制強化に努めます。

第 13 章 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

法改正により障害福祉計画については、盛り込んだ事項を定期的に調査、分析及び評価（以下「PDCA サイクル」という。）を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することとされました。

成果目標及び活動指標については、年 1 回、実績などの進捗状況を把握するとともに、障害福祉計画の中間評価として分析及び評価を行い、協議会において意見を聞くとともに、その結果を公表するよう努めます。

PDCA の結果に基づき、必要に応じて計画の見直しを行い、又は計画の見直しはしないが、個別事業の見直しなどを行います。

第4期美里町障害福祉計画（案）

発行年月：平成27年3月

発行：宮城県美里町健康福祉課

〒987-0004 宮城県遠田郡美里町牛飼字新町5-1番地

TEL0229-32-2941 FAX0229-32-2942